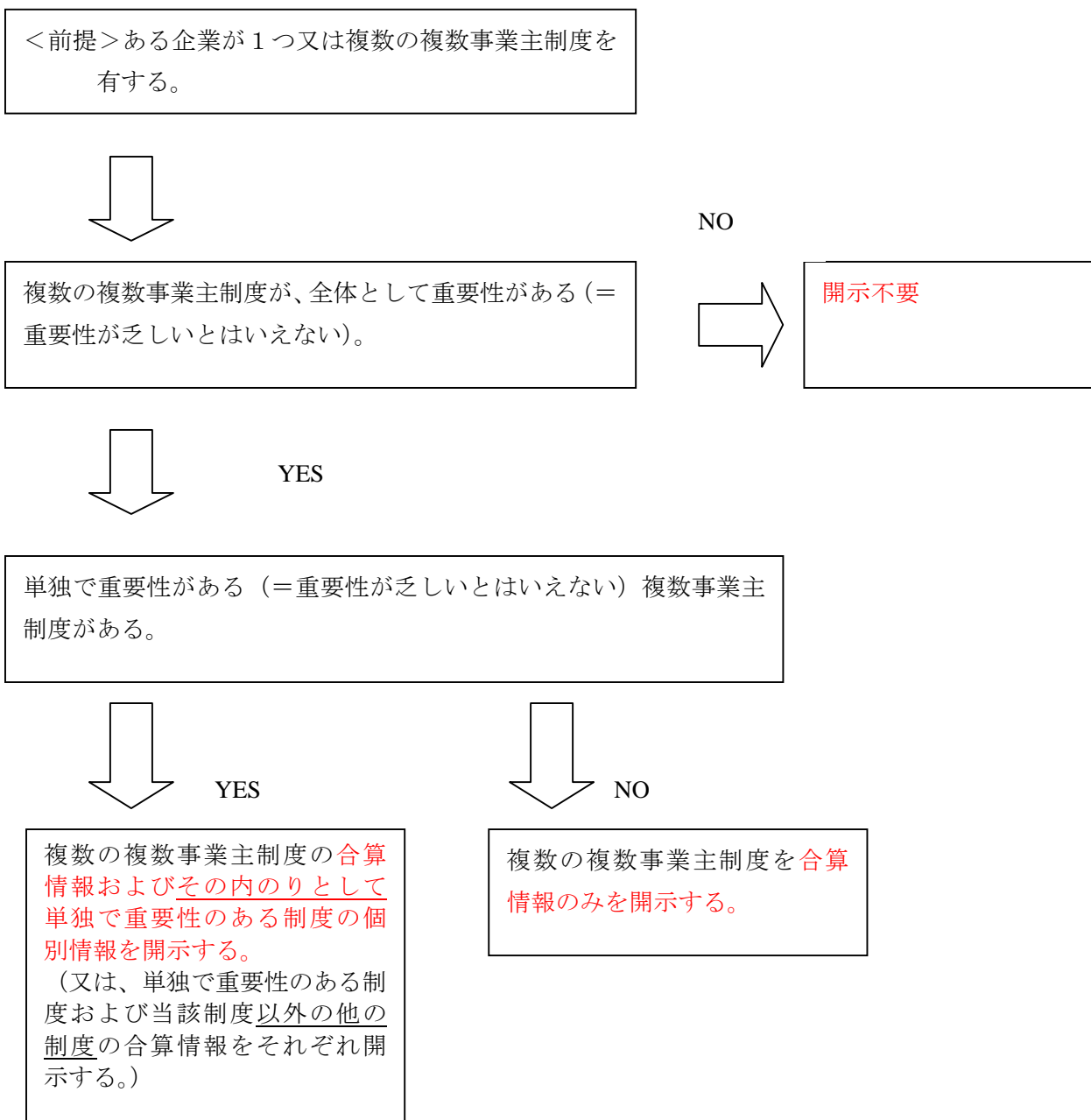


第29回専門委員会（1/25）審議資料（一部修正）

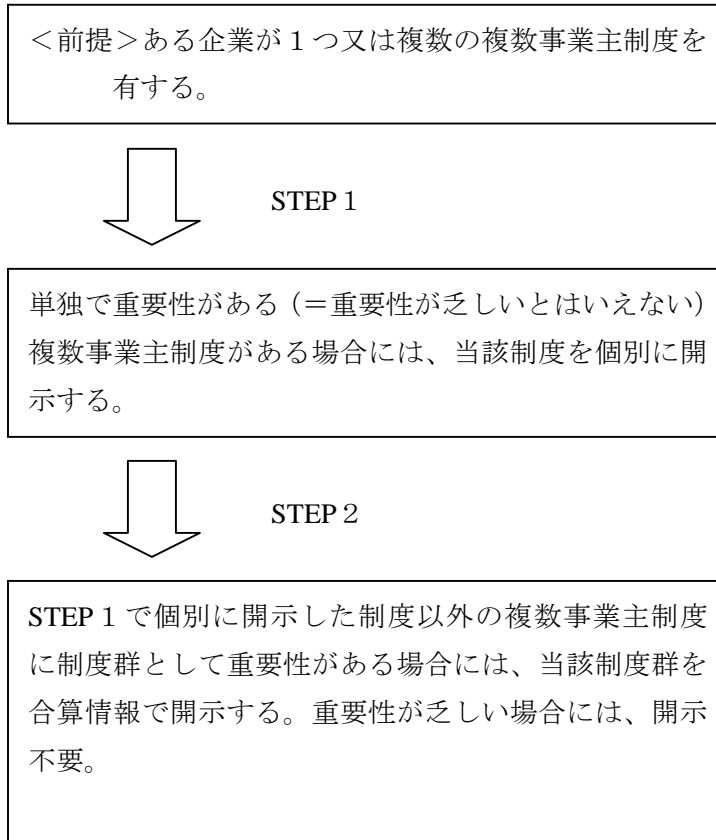
複数事業主制度に関する合算開示の考え方について（重要性の判断）

■開示対象となる制度の範囲について

① a' 案（原則合算、重要性あるものは個別開示）による場合



② 前回専門委員会（1月12日）事務局案（c案関係）の修正



■上記において重要性をどのように判断するか？

次のように考えることでよいか？

- ・ 偶発債務としての重要性＝財務諸表に与える影響が大きい制度
 - ⇒ 積立不足の額が大きい制度（あるいは大きくなり得る制度）
 - ⇒ （具体的には、）自社に係る給付債務の額が、自社の年金制度に係る債務の中で一定の割合を占める制度
 - ⇒ （より簡便には、）退職給付費用総額のうち、当該複数事業主制度に係る額が一定の割合を占める制度

■ 設例による考え方の整理

(前提)

- ① ある企業が、制度（ア）から（オ）まで５つの企業年金制度を有するとする。
- ② 制度（ア）については原則法、制度（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）については例外処理を採用しているものとする。
- ③ 各制度の重要性を判断するにあたり、便宜上、各制度が次のような重要度合いを有するものとする。（ここでは、各制度の重要性を債務額（自社持分）を基準に判断しているものとする。）

<重要度合い>

・制度（ア）	400	（原則法）
・制度（イ）	65	（例外処理）
・制度（ウ）	20	（例外処理）
・制度（エ）	10	（例外処理）
・制度（オ）	5	（例外処理）

- ④ 重要性有無の判断基準 50 とする。

(開示対象となる制度の範囲)

- (1) a' 案による場合

制度（イ）65、（ウ）20、（エ）10、（オ）5の合算情報100を開示
また、制度（イ）65については、個別にも開示

- (2) c 案による場合

制度（イ）65を個別に開示

（注）当該数値は上記の重要度合いの単純合算値。実際には、制度全体の積立状況と自社割合（%）が開示される

(上記(1)(2)以外に考えられる案)

- (3) 制度（イ）65、（ウ）20、（エ）10、（オ）5の合算情報100のみを開示
- (4) 制度（イ）～（オ）を積立不足のグループXXと積立余剰XXのグループの2つのグループに分けて、それぞれの合算情報（合わせて100）を開示
- (5) 制度（イ）～（オ）を、合算、個別、又は適切なグループ別のいずれかの方法で開示

以上